≪ 瑞穗町生涯学習推進団体 規約(会則)参考 ≫

- ※ この内容は、あくまでも参考です。各団体の目的や活動内容に合わせて、詳細に作成をお願いします。
- ※ 規約(会則)は団体の総意で定めるものであるため、提出時に追記や修正はできません。

○○○会 規約(会則)

(名称)

第1条 この団体は、「 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 会 (サークル) (以下「会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この会は、○○○の学習を通じて技術の向上と会員相互のふれあいを図る。

(事務所)

第3条 会の事務所は、会長宅に置く。

(入会及び脱会)

第4条 入会及び脱会は、本人の申し出による。ただし、脱会は前もって会長に連絡すること。

(会計・運営)

第5条

- (1) 本会の会計年度は、○月○日から、翌年○月○日までとする。
- (2) 予算及び決算は、総会で承認を得なければならない。
- (3) 会費は年額○○円とする。会費は(○○、○○等)に充当する。 教材は、各自負担とする。また、必要な道具は自分で持参する。

(役員)

- 第6条 この会に、次のとおり役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2)副会長 ○名
 - (3)会計 ○名

(総会)

第7条 総会は、年○回開催し、会員の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(変更)

第8条 この会則は、総会において議決を経て変更できる。

(委任)

第9条 この規約に定めるものの他、必要な事項は会員の話し合いで定める 附 則

この規約は、○○年○○月○○日から施行する。